③　平成18年改正時，平成19年選挙と本件選挙とが抜本的改革へ向けての当面の措置と位置付けられたという事情は看取されるとしても，このような現状では，当面の措置とはいえなくなってしまったというべきである。およそ，選挙制度の仕組みの見直しを行うことは，参議院の在り方をも踏まえた複雑かつ高度な政策的な考慮と判断も必要であり，事柄の性質上各議員の資格の得喪や政党のありようにかかわるなど，難題も少なくなく，したがって，多大な時間が不可欠で，恐らく想像し難いほどの難作業と思われる。そのことに鑑みると，仕組みの見直しに向けて真摯な検討作業が不断に進められなければならないと思われるが，上記の取組状況は，前後や中間に長い空白期間が存在するなど，いわば間欠的とも評価せざるを得ない。

⑸　本件選挙時の立法不作為の違憲性

①　他面，もしも平成18年から今日まで仕組みの見直しに向けての真摯な努力が不断に続けられてきたのであれば，今日ではかなり異なった様相を呈していると思われるし（実際，既に平成17年に参議院で開始された前述の取組は，参議院議員の６年任期制及び半数改選制によって議院としての継続性が図られていることからすれば，そのまま継続し得たはずであるとみられ，この点からしてもその感を深くさせられる。），また，そのような真摯な努力にもかかわらず，本件選挙時において改革が実現しておらず，また，平成25年選挙時までに現行の仕組みの見直しを経た本件定数配分規定の改正が実現するという見通しが立っていない状況であるというのであれば，そのような事態になるについて合理的理由があることが認められ，相当期間是正措置を講じていないということにはならないであろう。しかしながら，平成18年から今日までの長期間の経過の中で選挙制度の見直しに向けての上記の取組状況からすると，投票価値の平等の根本的重要性に照らし，むしろ，著しい不平等状態が慢性的に維持されてきているとさえいわざるを得ない。

②　また，いずれも違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態であると評価すべき平成16年選挙と平成19年選挙について合憲判断を行った平成18年大法廷判決及び平成21年大法廷判決との比較において若干触れると，㋐平成18年大法廷判決については，対象とする平成16年選挙が，投票価値の平等の観点から従前より厳格に解するようになったとみられる同年大法廷判決の日から約６か月しか経過しておらず，かつ，平成16年大法廷判決の前記「補足意見２」及びこれを基にしたといえる前記平成17年専門委員会報告を踏まえたことがうかがわれ，更に過渡的な当面の措置として抜本的な改革へ向けての道程の一歩を進めたと評価され得た平成18年改正が平成18年大法廷判決の直前に実現したなどの事情があり，また，㋑平成21年大法廷判決については，対象とする平成19年選挙が平成18年改正の１年２か月後で最初に行われたもので，しかも，当審が立法府による選挙制度の仕組みの見直しに関して初めて判示した平成18年大法廷判決から約９か月しか経過していない選挙であったことなどの事情があることからして，それぞれ憲法上要求される合理的期間内に是正する措置を講じなかったと判断するには躊躇させる事情があったといえるのである（平成18年及び平成21年の各大法廷判決における藤田宙靖裁判官の各補足意見参照）。しかしながら，前記⑶①の基準時から４年近くも経過した本件選挙では，そのような事情は見いだされないから同列には考えられない（本件選挙より９か月前の平成21年大法廷判決は，前記のとおり，国会による選挙制度の仕組みの見直しを促したといえる平成18年大法廷判決をより一層強調した表現となってはいるものの，基本的にはそれと同趣旨のものと解されるから，上記のような躊躇させる事情には当たらない。）。むしろ，現時点では，遺憾ながら，平成18年改正も平成24年改正法案も，結局，目先の必要に応じた小幅な修正にとどめて問題を先送りしたものではないか，そして，今や選挙制度の仕組みの見直しに向けた姿勢は消え失せてしまったのではないか，との疑念にさえ行き着かざるを得ないのである。

③　以上からすると，社会的，経済的変化の激しい時代にあって不断に生ずる人口変動の結果，違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じ，かつ，それが相当期間経過しているにもかかわらず国会がこれを是正する立法的措置を講じなかったといえるから，かかる立法不作為は，憲法で認められた立法裁量権の限界を超えると評価せざるを得ないと思われる。

３　結論

⑴　これを要するに，本件定数配分規定は，本件選挙当時，合理的理由なく投票価値の著しい不平等を生じさせているという点においても，それについて相当期間是正する立法的措置を講じなかったという点においても，国会の裁量権の限界を超えており，憲法に違反するに至っていたものというべきである。

⑵　ただし，本件選挙については，前記のとおり，平成18年改正時において，平成19年選挙と本件選挙とが「当面の措置」との位置付けがなされ，本件選挙でそれが「完了」することと観念されていたということが看取されることから，その事情を斟酌し，いわゆる事情判決の法理を適用して違法宣言にとどめることが相当である。

⑶　しかしながら，平成25年選挙に至ってもなお現状のままで選挙制度の枠組みの改変について見るべき取組も見いだされない状態であるならば，同選挙における選挙無効訴訟の提起された選挙区の選出議員の選挙に限っては無効とせざるを得ないというべきである。この場合，参議院は，同選挙におけるその余の選挙区選出議員，非改選の選挙区選出議員及び比例区選出議員のみによって審議がなされるということが避けられないことになる。

⑷　付言するに，参議院選挙制度については，参議院の独自性が国民の前に明らかにされ，それにふさわしい制度が構築されることが望まれるが，その場合においても，選挙権が主権者たる国民の参政権であり，民主主義の根幹に関わることよりすれば，投票価値の平等を確保することをまず基本として選挙制度の仕組みが定められるべきである。国会がそのための立法的措置を講じるについては，幾多の困難があることは想像に難くないが，衆議院とともに唯一の立法機関として憲法上最も枢要な任務を担う参議院が，一日も早くその構成員の選出の在り方において曇りなき国権の最高機関となることを強く期待するものである。

裁判官大橋正春の反対意見は，次のとおりである。

私は，多数意見と異なり，本件定数配分規定は本件選挙当時憲法に違反するに至っていたものと考える。その理由は，次のとおりである。

１　多数意見３項が述べる判断枠組みは，いわゆる参議院議員選挙の定数訴訟において，昭和58年大法廷判決以降，当裁判所が採用してきたものであり，私も，判例の継続性の観点に鑑み，本件選挙当時の本件定数配分規定の憲法適合性の判断に当たって，この判断枠組みを維持することが適当であると考える。また，本件選挙当時，本件定数配分規定が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたとする多数意見の見解にも賛成するものである。

しかし，本件選挙までの間に本件定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず，本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということはできないとする多数意見の結論には賛成することはできない。

２　当裁判所は，昭和58年大法廷判決以降，参議院議員通常選挙の都度，上記の判断枠組みに従い参議院議員定数配分規定の憲法適合性について判断してきたが，平成４年７月26日施行の参議院議員通常選挙当時の最大較差１対6.59について平成８年大法廷判決が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じていた旨判示したものの，いずれの場合についても，結論において，各選挙当時，参議院議員定数配分規定は憲法に違反するに至っていたものとすることはできないと判示してきたところである。

しかし，平成16年大法廷判決，平成18年大法廷判決及び平成21年大法廷判決では，当該選挙を違法とする反対意見が付されただけでなく，当該定数配分規定は憲法に違反しないとする多数意見に賛成する裁判官の中からも，立法府の改正作業について厳しい批判が述べられている。その詳細は，多数意見２項⑷の記載のとおりである。

３　上記の各大法廷判決を受けて立法府が行った較差是正のための活動は，多数意見２項⑷から⑹までの記載のとおりである。

４　現行の選挙制度の仕組みを維持する限り，各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは，最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり，これを行おうとすれば，現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となることは否定できず，また，このような見直しを行うについては，参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が必要であり，事柄の性質上課題も多く，その検討に相応の時間を要することを認めざるを得ないことは多数意見が指摘するとおりである。

しかし，いうまでもなく，それは，そのことを口実に，立法府が改革のための作業を怠ることを是認するものではない。仮に，早期の結論を得ることが困難であるというならば，その具体的な理由と作業の現状とを絶えず国民に対して明確に説明することが不可欠なのであり，この点に関し，私は，藤田宙靖裁判官の平成16年大法廷判決補足意見２，平成18年大法廷判決及び平成21年大法廷判決各補足意見に賛同するものである。